

●香川県告示第172号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年4月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所
小豆郡土庄町肥土山字大野手乙266の8、乙267の7、乙269の4、乙273の5、乙273の6、乙276の3、乙279の5
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
道路用地とするため